

## 公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成28年4月21日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

保育施設整備における近隣住民対応支援業務委託

#### (2) 目的

区は、平成27年度から5か年の「子ども・子育て支援事業計画」において、平成32年4月までに20,000人分の定員を確保する計画を立てており、各地で保育施設整備を進めており、各整備地において近隣住民との合意形成に取り組んでいる。

計画した開園日に向けて保育施設を整備するためには、近隣住民からの様々なご意見や懸念事項に対して迅速かつ的確に対応することが必須であり、このような対応を専門的に行っている経験豊かな民間事業者から技術的助言を受けるとともに、細やかな配慮や調整等が必要な案件については共に行動してもらう委託事業を実施することで、着実に計画的な整備の実現を図る。

#### (3) 業務内容

区が主体となって、誘致した保育運営事業者とともに進める保育施設整備計画について、以下の業務を行う。

保育施設整備における、近隣住民等との対応状況の調査・把握

区から提供される近隣住民等との対応に関する資料及び区担当課とのヒアリングにより、当該保育施設整備における近隣住民等との対応状況を調査・把握する。

当該保育施設整備計画地周辺状況の確認と分析・検証

当該保育施設整備計画地の環境等の周辺状況を観察し、人の流れ、声や音の反響に関する状況を確認し、分析と検証を行う。

近隣住民、街づくり協議会などの任意団体等の関係者への対応方針の検討及び提案

及び を踏まえ、今後の近隣住民や自治会等への対応方針を検討し、その内容を区に提案する。

近隣住民説明会等における開催運営マニュアル及び想定問答作成補助、進行・対応方法に対する助言・指導

区が開催する近隣住民説明会等における開催運営マニュアル及び想定問答作成を行う。また、説明会へ同席し、説明会の進行や、発言者に対する対応方法等

について、適宜、助言・指導を行う。

近隣住民から提出される要望事項に対する回答書作成補助を行う。

上記 から の履行によっても近隣住民等との合意形成が困難な場合、業務受託者が直接近隣住民への説明や対応を行う。

以下のものを区が指定する期日までに提出・納品する。

保育施設整備計画地周辺状況調査結果報告書（様式自由） 1通

近隣住民、自治会等の関係者への対応方針の提案書（様式自由） 1通

近隣住民説明会等の進行・対応方法に対する助言・指導・経過に関する報告書（様式自由） 1通

完了届（甲の様式を使用すること） 1部

#### （４）履行期間

契約締結日から平成29年3月31日まで

## 2 参加資格

提案書提出時において、次に掲げる条件を全て満たす法人であること。

- （１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- （２）世田谷区の競争入札参加資格を有すること、または当該資格を取得するに足る同等の条件を満たしていること。なお、当該資格を有しない場合は、同等の条件であることを確認するため、下記の書類を提出すること。

履歴事項全部証明書

税務署が発行する納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」）

提案を行う営業所が所在する都道府県が発行する法人事業税の納税証明書（営業所の所在都道府県が発行できない場合は、本店の所在都道府県が発行するものでも可）

財務諸表（過去2年間）

- （３）世田谷区から入札参加禁止または指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- （４）都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- （５）建築に際しての近隣対応業務の実績を有すること。

## 3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

## 4 提案書を特定するための評価基準

### （１）的確性

区の目的を理解した的確な提案となっていること。

### （２）専門性

目的を達成するための専門性を有していること。

(3) 信頼性

報告内容に信頼できる過去の事業実績を有していること。

(4) 実行力

目的を迅速に達成するための体制を有していること。

(5) 価格の妥当性

実施するための手法や体制に見合った妥当な価格となっていること。また、本件業務委託に係る区の予算額内であること。

5 手続き等

(1) 担当部課

子ども・若者部保育計画・整備支援担当課 担当 日向野・三浦

住所 〒154 - 8504 世田谷区世田谷4 - 21 - 27

世田谷区役所第2庁舎2階22番窓口

電話 03 - 5432 - 2586 FAX 03 - 5432 - 3018

(2) 説明書の交付期間、場所

交付期間 平成28年4月21日(木)～28年5月11日(水)

交付場所 上記(1)窓口にて交付(ホームページからダウンロード可)

(3) 参加表明書の提出期限並びに場所

提出期限 平成28年5月11日(水)午後5時まで(必着)

提出場所 上記(1)窓口へ持参または郵送

郵送等による提出の場合、到着確認の連絡を必ず行うこと。また、未着や遅延については、理由を問わず提出を受け付けない。

(4) 提案書の提出期限並びに提出場所

提出期間 平成28年5月25日(水)午後5時まで(必着)

提出場所 上記(1)窓口まで持参

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の委託業務を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有(次年度継続契約)

(5) 原則として、本委託業務に関する再委託を禁止する。但し、本委託業務における主たる業務でない一部の付随的な業務についてはこの限りでない。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5の(1)に同じ

(7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

- ( 8 ) 参加表明書及び提案書の作成・提出などにかかる費用については、区では一切負担しない。
- ( 9 ) 本選定過程で提出された資料等は返却しない。
- ( 10 ) 提出された書類の記載事項に虚偽のあることが判明した場合、その参加者は失格とする。
- ( 11 ) 詳細は提案要求説明書による。